

# お知らせ

## 屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域の指定の一部改正(案)への意見募集について

都市計画課

県では、良好な景観の形成、若しくは風致の維持、又は公衆に対する危害防止のため、屋外広告物条例により、屋外広告物の表示・掲出方法について、必要な規制を行っていますが、屋外広告物条例第4条は、知事が屋外広告物を表示・掲出してはならない地域（以下「禁止地域」という。）を指定できると規定しています。

これに基づき、県では、「屋外広告物条例第4条の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域又は場所の指定（昭和47年岩手県告示第790号。以下「禁止地域指定告示」という。）」により、次のような地域を禁止地域として指定しています。

- ・ 道路、鉄道の両側500m又は100m以内の地域（条例第4条第1項第6号）
- ・ ダムの周囲500m以内の地域（条例第4条第1項第11号）
- ・ 文化財保護法又は岩手県文化財保護条例に基づき指定された文化財の周囲500m又は100m以内の地域（条例第4条第1項第4号及び第10号）

この禁止地域指定告示は、概ね5年に一度見直すこととしており平成20年4月1日からの施行を予定として、現在、一部改正（案）を作成しています。

つきましては、禁止地域指定告示の改正（案）について、広く県民の皆様からの御意見を募集します。

【内容 HP はこちら】 <http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=7880>

### 1 募集期間

平成19年12月27日（木）から平成20年1月28日（月）

### 2 御意見の提出方法

御住所、御名前を明記の上、郵送（手紙、はがき）、ファックス又は電子メールでお寄せくださるようお願いいたします。（様式は任意）

なお、お寄せいただいた御意見については、禁止地域指定告示一部改正にあたっての参考とさせていただくほか、次のように取り扱わせていただきますので、御了承願います。

- ア プライバシー保護には十分留意した上で公表させていただくこと。
- イ 公表を行う際には類似意見を集約させていただくこと。
- ウ ご意見への個別回答はいたしかねること。

### 3 御意見の提出先

〒020-8570 盛岡市内丸10-1

岩手県県土整備部都市計画課

FAX : 019-629-9137

E-mail : [AG0007@pref.iwate.jp](mailto:AG0007@pref.iwate.jp)

### 4 お問い合わせ

都市計画課（TEL 019-629-5889）